

令和8年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年7月28日（火） 和歌山労働総合庁舎 6階	15時10分から 15時55分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席2名 出席3名 出席3名

事務局（玉置）

定刻を少し過ぎましたが、ただいまから第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、本庄委員が欠席されておりますが、最低賃金審議会令に定める定足数を満たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は第1回目の会議でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。

また、本会議は公開審議としており、7月3日付で傍聴公示を行いました。傍聴希望者はございませんでした。

本年度の最低賃金審議に当たりましては、第1回本審で御説明いたしましたが、中央最低賃金審議会から、指定日発効とする場合の対応が示されましたので、この対応方針に留意することが求められています。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっております。後ほど説明いたしますが、中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により、資料の4ページにあります資料3の「生活保護と最低賃金の比較の計算方法について」のとおり、県最賃と生活保護との比較結果をお示ししております。

それから、第1回本審で審議いただきましたが、本年度は、全会一致の結審の場合におきましても、再度、本審にて採決いただくこととなりますので、本審での採決後に、審議会会長名による労働局長宛ての答申書を作成し、御確認いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上のような内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

事務局（玉置）

それでは、議題に入ります。

まず、議題（1）の部会長及び部会長代理の選出ですが、最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっておりますが、当専門部会では、従来から公益代表委員の互選により部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。

今回もこの方法により選出していただくということでよろしいでしょうか。それ

では公益代表委員で御協議いただきまして選出をお願いしたいと思います。

(協議)

廣谷委員

先日開催されました公益代表委員会において協議を行った結果、私、廣谷が部会長を務め、部会長代理を岡田委員にお願いすることとなりましたので、御報告申し上げます。

事務局（玉置）

公益代表委員の皆様で御協議いただきまして、部会長に廣谷委員、部会長代理に岡田委員を選出していただきました。

御意見等ございませんか。

(異議なし)

事務局（玉置）

無いようですので、部会長を廣谷委員、部会長代理を岡田委員にお願いすることとなりました。

それでは、これ以降の議事進行を廣谷部会長をお願いしたいと思います。廣谷部会長、よろしくお願いいたします。

廣谷部会長

部会長に選出いただきました、廣谷でございます。本年度も各委員の皆様の、御理解御協力を賜りながら、円滑、慎重審議に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、議事録確認委員等の指名をいたしたいと思います。議事録確認委員等の指名ですが、公益側は部会長が担当いたしますが、部会長以外の労使委員については、それぞれ1名を推薦いただき、指名したいと思います。

労働者側いかがでしょうか。

使用者側いかがでしょうか。

山本委員

労働者側は私、山本が担当させていただきます。

廣谷部会長

ありがとうございます。

使用者側いかがでしょうか。

児玉委員

児玉でお願いいたします。

廣谷部会長

それでは、労働者側は山本委員、使用者側は児玉委員にお願いすることといたします。

議事要旨を作成する場合にも御確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

廣谷部会長

次に、議題（２）和歌山県最低賃金の改正審議について、に入ります。

はじめに生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

事務局（玉置）

４ページの資料３を御覧ください。

中央最低賃金審議会の平成２０年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法をもとに計算した生活保護と、最低賃金の比較計算の資料になります。

生活保護の最新公表データが令和６年度となりますので、令和６年度での比較となっております。比較するのは若年単身者ということで、生活保護では１８～１９歳の高卒後に働いてすぐの年齢を想定し、単身世帯のデータを使用します。

まず生活保護ですが、①食費や被服費に充てるものとしての第１類費と、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとしての第２類費を、県内地域の３つの級地ごとの人口で加重平均して月額７０，５４６円程度と算出します。

次に、②冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を１か月平均額に換算して１，０９５円程度と算出します。

次に、③年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を先ほど申し上げた級地ごとの人口で加重平均して月平均９９８円程度と算出します。

裏面に移りまして、これらを合わせて生活扶助費を、月額７２，６４０円程度と算出します。

次に、住宅扶助費をその実績から１世帯あたりの月額として２３，２９４円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を９５，９３５円と算出します。

これに対して最低賃金ですが、令和６年度の和歌山県最低賃金である９８０円で週４０時間、月にして１７３．８時間労働したと仮定した月額に、可処分額を算出するための係数０．８２４を掛けて手取額を１４０，３４７円と算出します。

よって、最低賃金額が生活保護の水準を３１０円上回るという計算結果となります。

以上でございます。

廣谷部会長

ただいまの説明について、質問などはございませんか。

(意見なし)

廣谷部会長

続いて、資料について説明をお願いします。

事務局（玉置）

1 ページの資料 1 は今年度の専門部会委員名簿になります。

2 ページの資料 2 は専門部会運営規程になります。

6 ページの資料 4 につきましては、令和 7 年に実施しました最低賃金に関する基礎調査の結果から昨年の改定前の 9 8 0 円の未満率と、改定後の 1, 0 4 5 円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた一覧表になります。

7 ページの資料 5 は、和歌山県における中小企業の生産性向上等に係る支援策である各種助成金の実績状況の表になります。

8 ページの資料 6 は、当専門部会から審議会に出された昨年の審議結果の報告書になります。本年も専門部会での審議結果を審議会に報告していただくことになります。

資料の説明は以上になります。

廣谷部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、意見など、何かございませんか。

(意見なし)

廣谷部会長

和歌山県最低賃金の改正審議に当たりまして、本日は目安が出ていない状況ではありますが、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について労使から発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

山本委員

はい。2 年連続で今年も目安が出ていないという状況です。去年の審議の後、労働者側としても、とにかく中央には早く出してほしいという話をしていたにもかかわらず出ていないと、夜中の遅くまで頑張っているということなので、まずは待ちたいと思っております。目安が出てはいませんが、今年の審議に向けての基本的な方針として労働者側としてこういうふうにやっていきたいということだけをまとめてまいりましたので、読み上げさせていただきます。

最低賃金は、地域の労働者が安心して働き続けるための基盤であり、地域経済の安定の発展に不可欠な制度です。私たち労働者側は、物価上昇や生活費の増加により、現行の最低賃金では生活が難しいという実態を踏まえ、生活の安定を確保する水準への引き上げを丁寧求めていきたいと考えています。私は、昨年 9 月末まで、和歌山市内の百名程度の中小企業におりました。この中で、中小企業の労働者とし

て、最低賃金に近いところで長く28年近く勤めてきた経験もございます。その実態も踏まえた上で、最低賃金の審議に入っていきたいと思っております。また、連合が示すりビングウェイジですが、地方部であっても少なくとも時給1,300円程度、また、和歌山におきましては、生活実態に基づく試算としまして、単身の自動車保有の生活で1,130円と算出されています。現行の最低賃金とは大きくかけ離れている状況であり、労働者が安心して働き続けるのに不十分であるということが明らかになっております。和歌山県では、賃金水準の低さが若年層の県外流出、人手不足の深刻化につながっており、地域の持続性にも影響を与えています。人口流出は雇用の機会や教育の環境、生活の利便性など複数の要因が絡む複雑な問題でもあります。県や市町村でも定住促進や子育て支援、雇用の創出など政策を進めています。しかし、隣接県との賃金格差が働く場所の選択に影響することで、行政の取組にも水を差す形になると考えます。最低賃金が低いままでは、その努力に水を差してしまう状況です。人口が減少すれば、地域の消費や投資が縮小し、和歌山県の経済にも大きな影響を及ぼします。最低賃金の引き上げは、労働者の生活改善だけでなく、企業の採用の向上や地域の魅力の向上に寄与すると考えます。生活のできる賃金に近づけていくことは、地域の未来を守る不可欠な取組です。政府の支援策や価格転換の対策も進んでおり、企業の支払い能力を補完する仕組みが整いつつあります。労使双方が協力して、地域の賃金水準を底上げしていくことが重要だと思っております。私たち労働者側は、生活の安定を確保できる最低賃金水準の引き上げ、人口流出に歯止めをかけ、地域の持続性を守ること、春闘で進む賃上げの流れを地域全体へ波及させること、労使が強調し、地域の賃金構造を底上げすること。以上、この4点を目標として建設的な審議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

廣谷部会長

はい、ありがとうございました。では、使用者側いかがでしょうか。

児玉委員

はい、児玉の方から使用者側を代表いたしまして、今年度の基本的な考え方を申し述べたいと思います。

まず冒頭に申し上げたいのは、私たち使用者側も近年の物価上昇から従業員の生活を守り、人手を確保して事業を継続させるためには、適正な賃上げが不可欠であるという認識でございます。しかし、また同時に忘れてならないことは、最低賃金とは法律に基づき、そこを持ってすべての事業主に一律に強制されるセーフティネットであり、企業の経営判断や自由な労使交渉に基づく市場原理の賃上げとは、本質的に性質が異なるという点でございます。報道等では、大企業の好調な春闘結果や賃上げ率の高さが強調されがちですが、真に目を向けるべきは、地域経済と雇用を支える地方の小規模企業の悲痛な現場の実情であります。

例として、日本商工会議所が実施した直近の調査結果では、従業員20人以下の小規模企業において賃上げを実施した企業のうち、実に66%が業績の改善に伴わない防衛的な賃上げを行っている。これは人手の流出を防ぎ、従業員の生活を守る

ために、企業が文字通り身を削り、赤字覚悟で出血に耐えている極限の状態であります。また、さらに深刻なことは、同調査によりますと地方の小規模企業の約3割が、直近一年間で賃金を据え置き、またはマイナスにせざるを得なかったということでございます。

そして、中小小規模企業の価格転嫁率についてですが、中小企業庁が6月に発表した調査結果によれば、3月末発表では実に54%にとどまり、増加した人件費やエネルギーコストを価格に反映できず、先行きの見通しが全く立たない状況に追い込まれております。これは3月までの調査のデータですので、その後の中東情勢の影響による原油、原材価格の再高騰と企業物価の上昇などの不安定な状況を考えれば、おそらくさらに悪化をしていると考えられるところです。つまり、大幅な賃上げは地方の中小企業の存続を打ち砕き、事業の継続断念や廃業、ひいては雇用そのものを失わせるという最悪の結果を招くことになります。

また、倒産については、今年1月から6月期における人件費高騰を要因とする倒産は、前年同期比で2.4倍となったと伺っております。こうした厳しい状況は、今年度、初めて実施していただいた、7月14日の実地調査においても、地元事業者の厳しい雇用環境からも明らかになったところでございます。

そこで、今年の審議に当たり、使用者側として、次の2点について主張したいと思えます。第一に、法定三要素とデータに基づく熟議の徹底でございます。最低賃金法第9条第2項にも定める生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力の三要素に基づき客観的なデータを用いて決定されるべきです。

特に事業者側が重視するその中の事業の賃金支払い能力を十分に考慮したいと思えます。また、賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率に着目するという基本的な考え方は、今年でも変わりません。

第二に企業の支払い準備期間を考慮した合理的な発効日の設定です。最低賃金額が確定した後、給与規定の改正や労働者への周知、資金繰りの調整を完了するためには、少なくとも2ヶ月から3ヶ月の準備期間が必要です。最低賃金法第14条第2項に定められた指定日発効を活用し、理想的には1月1日発効とするのが適切な時期と考えます。もちろん、過度な交渉材料とするのではなく、近隣府県の状況などを勘案しながら、合理的な設定をお願いしたいと思っております。

また、先般の事業場視察においても、年収の壁による就業調整が懸念となっていることは、この準備期間を設ける必要性があるということと同時に、年収の壁の議論についても先送りすることなく対応していく必要があると考えております。

昨年を振り返りますと、過去にない大幅な目安額に+2円となって、また11月1日の指定日発効ということで、全会一致となりました。使用者側にとっては苦渋の決断だったわけですが、昨年の骨太の方針に示された、目安加算に対する交付金を信じつつ、また少し準備期間をいただくための、妥協点であったかと思えます。できることならば、本年度もこの発効日を含めて、全会一致を目指して真摯な議論をしてみたいと思えます。

先ほど目安が出ていないという状況であります。伺うところによりますと、5%アップする、しないの、この辺のせめぎ合いをされているというふうには伺っているところです。当たり前のことですが、その根拠を明確にさせていただいて、我々も

真摯な議論にして、努めていきたいということです。

最後に、いずれにしても、持続的な経済を成長軌道に乗せるためには、強い中小企業が地域を支えることが前提であり、地域の実態に沿った客観的なデータに基づいた議論をしてまいりたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

廣谷部会長

労使双方からそれぞれの基本的な視点を示してご意見をいただきました。それを踏まえて、公益委員の方からご意見はございませんか。

岡田委員

使用者側に確認がありまして、7ページの資料5ですが、生産性向上等に係る支援策ということで、今年度も含めて5年間分の数字が出ていますが、例えば業務改善助成金とかは着実に執行額が増えていたり、キャリアアップ助成金も当初の倍まではいかないですが、かなり増えてきているというところがある一方で、働き方改革推進支援助成金と人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金はちょっと減ったり伸び悩んだりという感じがしますが、これら各助成金、支援策に対して、使用者側として、もっとここを拡充してほしいとか、こんな風に使いやすくしてほしいという感覚があれば教えていただけますか。

河野委員

はい。中央会の河野でございます。確かに実績としてはどんどん増えているかと思いますが、御存知のように、和歌山県で言いますと中小企業が3万ぐらいありますので、この数が増えてきているとはいいつつ、全然足りていないと思っております。300件あるいは600件ぐらいいっても1%、2%の話なので、もっと広報が必要かと。

実は去年から中央会の会員団体などにキャリアアップ助成金だとか、業務改善助成金だとか、今年もさせてもらいますが、労働局と一緒にセミナーの案内などをやっておりますが、先ほどもちょっと話ありましたけど、かなり手続きが難しいという話があったと思いますが、時間的な余裕も含めまして、御存知のように何回かやったことのあるところは何回でもできるのですが、やったことがないところ、特に小規模な企業にとっては、そこに人を割くっていうのがかなり難しいことがあります。そういったことがあるのかなと思っています。

それから、キャリアアップだとか、業務改善助成金ですとありがたいことに確かに増えておりまして、一定程度、会員さんに申請を促していますので、ちょっとずつ数字に出ていると思っています。あと、この働き方改革推進支援助成金っていうのはどのような内容の助成金になっていたでしょうか。

事務局（岡本）

キャリアアップ助成金は、パート労働者を正社員にするというもので、賃上げに使いやすいかなと思いますが、働き改革推進支援助成金は、労働時間を短くすると

か、年休を増やすことが助成の条件ですが、そこに賃上げの部分を加算するという点で、直接的に賃上げにつながるものではないのでそういうところが少し違うかなと思います。

河野委員

業務改善とかキャリアアップの方は確かにまだ申請しやすい部分がありますが、人材開発の方はどうなのでしょう。数が減っているのは、何か色々な御意見がありますかね。

事務局（岡本）

聞いてはいないですが、これも労働移動のようなところがありますので、労働者自身のキャリアアップをするというものですので、そこも広報など周知の仕方があるのかなとは思っています。

河野委員

はい。そういったところで、着実といえば着実なんですが、先ほども申し上げたように、ほんの一部の中小企業しか使えていないという現状から考えると、なかなか皆さんが使える状況になってはないので、まだまだ周知も含めて足りていないので、今年もそういうことについてはしっかりやりたいなと思っています。状況としてはそんな感じかなというふうに感じています。

岡田委員

ありがとうございます。

児玉委員

いいですか。

廣谷部会長

はい、どうぞ。

児玉委員

和歌山県の今年度の昨年の骨太方針によるプラス加算した場合の交付金をいただいて、県の方は今年限りかもしれないですが、年度当初20億の予算があって、また6月の補正で10億の予算を積み増しして、そこにも賃金アップが要件になっているようでございます。業務改善助成金が4億とか、キャリアアップ助成金が4億とかなんですが、それに比べたらすごく大きな数字が今回用意されてあって、それについてはすごく、中小企業の成長促進をするということと、賃上げも入っているということなので、少し事務局から御説明があればありがたいなと思います。

事務局（岡本）

はい。先ほどの資料説明で申し上げましたが、国から県と地方公共団体に交付金

という形で予算が出ておりまして、和歌山県の発表ですと128億ぐらいになります。ちなみにオールジャパンの業務改善助成金も補正予算を積んでくれましたが、それが300億ぐらいです。事業場に全ていくわけではないですが和歌山県に対する交付金は大きくて、逆に言うと国の助成金の予算措置規模がかなり少なく大変申し訳ないというか、残念に思っています。厚生労働本省でも、予算確保には努めているというところがございます、多くの方に使ってもらえるよう、河野委員も仰っておられましたが、我々が本当にどれだけ周知するかというところですし、1回使っていただければ、いい部分があります。資料にもありますようにそれ以外にも多くの支援をしております。児玉委員も仰ったように県でも独自の色々な助成金を用意していただいております。中小企業もそもそも業績アップがないと賃金の方に回していけないと思いますので、それらを組み合わせていただいて、県と協力しながら使っていただけるように周知を図っていかないといけないと思います。

廣谷部会長

基本的な理解ができてないのですが、資料5のところで、応募申請件数よりも実績件数の方が多いのがあると思いますが・・・。

事務局（玉置）

これは昨年度に執行できなかったものを今年度に繰り越した件数が入っています。応募申請時期によって年度内に処理ができない、年度を跨ぐギリギリに申請したものなどと御理解いただければと思います。

廣谷部会長

それでは今出ましたそれぞれの御意見を十分尊重しながら、次回から有意義な審議を行わせていただきたいと思います。

では、議題2はここまでとしまして、議題（3）審議日程についてですけれども、事務局から説明をお願いします。

事務局（玉置）

それでは、今後の審議日程等について、事務局から説明させていただきます。

お配りしている「和歌山県最低賃金審議会審議日程案2（最短モデル）」を御覧ください。今年度は、中央最低賃金審議会の審議状況等から、幅広に第7回まで、専門部会の日程を調整させていただいております。

例年、専門部会は4回から5回開催されてきたところです。

本日は、まだ目安が示されていない状況ですが、次回の第2回専門部会を、明日、29日の17時から開催でお願いできればと思います。

また、29日においても、目安が出ていない場合は、流会とさせていただき、30日の18時からということで併せてお願いしたいと考えております。

その後につきましては、当審議日程案で、都度日程調整しながら開催を予定させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

廣谷部会長

よろしいでしょうか、

山本委員

先ほどの本審において8月6、7、10日を予備日ですと仰いましたが、そもそも、そこになってくると、その時点で10月1日の発効日がずれてしまいます。確かに6回まで予定してもらっていますが、過去を見ますと、4回ぐらいの審議でも結審しています。目安がずれてくる事情もありますが、まずは予定通り進むという観点で5日を目指す。中賃がやっているように時間を伸ばしてでも5日に収めるという方向で、皆さんで審議できたらと思いますが、どうでしょうか。

事務局（岡本）

事務局案は今日、明日に目安が出なかった場合に備えてのことでございます。委員の皆様方で御検討いただければと思います。最悪の場合の念のためということで日程を提案させていただいたという状況でございます。

山本委員

中賃の労働者側は連合本部ですが、今日の朝一の話では、今日中に何とかするという話だったので、それ踏まえると、明日は予定通り審議できるかなと思ってはいるのですが。

事務局（岡本）

もしそうでありましたら、そんなに影響は出ないと思っています。

山本委員

そうですね。

事務局（玉置）

そうしましたら、明日の開会は決定ということでよろしいでしょうか。

児玉委員

明日の開催は、今日、目安が出たらという条件付きで開催ということで。

事務局（岡本）

そうです。明日の朝にはわかりますので、明日の朝までに目安が出ていなければ、明日の開催はありません。30日も出なければ翌週になります。連合さんの情報だと今日大丈夫そうかなということで、できれば今日出ればありがたいと思いますが、いろんなことを想定してということで、御準備いただければと思います。

廣谷部会長

それでは審議日程については以上ということで、その他の議題、何かございますか。

廣谷部会長

はい。

河野委員

昨年、資料６の改正決定に関する報告書を出しましたが、報告に当たっていろいろなことに対して政府に要望しています。それらについて、実施の可否やその時期等について、適時適切なフィードバックを行うことを強く求めるというのを、部会長から審議会会長に報告をしているわけですが、これに対して例えば政府に対してどういう働きかけをしたらとか、あるいはそれに対する答えだとか、その部分がどうなっているかを教えてください。

事務局（岡本）

それにつきましては、ほぼすべての都道府県でこういう報告書がまとめられて要望されておりまして、それをまとめて、政府に要望はしていると思います。その結果については、我々も把握してないというところでございます。

河野委員

思いますっていうことは、和歌山県最低賃金審議会の方からは出してないということなんですかね。

事務局（岡本）

いえ、それを厚生労働本省に出して、本省から要望しております。

河野委員

それは、この内容がどんな形で出されてるかっていうのを聞きたいのですが。

事務局（岡本）

そこまでは具体的に聞いてはいないですが、こちら側は厚生労働本省にこういう要望がありましたということを上げています。全国同じような要望が来ているので各県ごと全て出しているはずです。

河野委員

そうされていたとして、それに対しての今回のフィードバックが、どのようになっているかを教えていただけたらと思っています。

事務局（岡本）

確認はしますけども、具体的にフィードバックはしてなくて、今の日本成長戦略会議とか、お知らせした資料の中に盛り込まれていると思います。年収の壁など具

体的な中身は先ほど説明した資料の中でこのような取組をしたという答えにはなっていると思います。それは一部ですが、それ以外のところも、資料の中で読み込めるとは思いますが、47都道府県からの要望を突き合わせて回答するのはおそらく不可能だと思います。まとめて出た答えが骨太方針に反映されて骨太方針の概要をポンチ絵などの資料にまとめております。我々が照らし合わせてチェックすることになると思いますので、チェックしろということであればチェックします。

河野委員

部会長名で審議会の会長にこのような話が出ていますので、それに対して去年こうだったんでという形の部分が、要るのか要らないのか、ちょっと分からないので、これに対する部会としてどういうふうに取り扱ったらいいいのかなと思ったので、ちょっと意見させていただきました。

事務局（岡本）

繰り返しますが、当初、4年ぐらい前は各県から1つか2つの要望だったのが、中央審議会ですえ14個ぐらい要望していて、厚生労働省も骨太方針の諮問会議とかに入っていますので、そういった要望を踏まえて、成長戦略会議であるとか、骨太方針の中に入れていっています。全部が全部、この部分がその答えというのは、さすがにちょっと難しいというか、無理だとは思いますが。

河野委員

もちろん、全部が全部そう進むわけでもないと思いますので、その状況の報告とかそういう形のものがあのかないかなというふうに思いましたので、意見します。

事務局（岡本）

状況報告はないです。中央の審議会でも受けてないと思います。なので、繰り返して申し訳ありませんが、要望して業務改善助成金がこういうふうに改善されたとか、この要望がこう改善されたんだとかというように読み取っていただくしかないのかなと思います。

河野委員

いくつか先ほどの資料でいただいている部分もあるんですけども、例えば年収の壁とかってということに対して、もちろん最賃でやる話じゃないよということは、お聞きしてありますが、ほかのところでどういう動きになっているとかですね。こういうことに対しての、アクションだとかについて何か情報があったら、分かりやすいかなと思いましたので、意見をさせていただきます。以上です。

廣谷部会長

はい、それでは他に特にございませんか。

(特になし)

廣谷部会長

はい。では他に無いようですので、本日本日予定しました議事は以上ということで、本日の会議はこれで終了とさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。